

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根 拠 条 項：第39条
処 分 の 概 要：国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行令第33条第2項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた公安委員会は、当該車両が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第10条、第11条、第16条又は第21条の規定により、国民の保護のための措置を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：7日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、警察署又は山口県警察本部交通規制課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署 山口県警察本部交通規制課
備 考：